

釧路地方裁判所の各支部における労働審判の実施、とりわけ帯広支部及び北見支部でのすみやかな実施を求める決議

当会は、

- 1、釧路地方裁判所の各支部において労働審判を実施することを求める。
- 2、とりわけ帯広支部及び北見支部においては、可及的すみやかに労働審判の実施を開始することを求める。
- 3、網走支部での実施が開始されるまでの間、網走支部管内の住民、企業を対象とする労働審判事件については、北見支部で取り扱うことを求める

以上、決議する。

提 案 理 由

- 1、労働紛争の増加と釧路地方裁判所の各支部管内における今後の労働紛争の発生予測
1990年代初頭のいわゆるバブル経済崩壊後、個別労働紛争事件及びその相談はほぼ一貫して増加している。
釧路地方裁判所の各支部（帯広、北見、網走、根室）管内においても労働に関する相談の件数は相当な件数に上っており、かつ増加傾向を示している。
管轄労働基準監督署における労働相談の件数を取ってみても、釧路地方裁判所帯広支部管内と同一地を所管する帯広労働基準監督署ではほぼ年1,800件ないし2,000件に達し、同北見支部及び網走支部管内の両管轄地と同一地を所管する北見労働基準監督署でも年1,200件ないし1,400件に達している。
また、釧路地方裁判所本庁及び同根室支部と管轄地を同じくする釧路労働基準監督署の年間の労働相談件数（平成25年度で2,700件余り）のうちの少なくとも1割に相当する件数（270件余り）が根室支部管内在住者からの相談であると考えられる。
釧路地方裁判所管内の人口は、2013（平成25）年3月現在、本庁管内が245,348人、帯広支部管内が349,547人、北見支部管内が191,481人であり、根室支部管内が80,038人、網走支部管内が72,256人であり、本庁と各支部の管内人口を比較しても、今後も各支部管内では相当数の労働紛争が発生することが優に予測される。
- 2、労働に関する国の責務と労働紛争に対する弁護士的使命
労働は、市民にとって経済的な生活基盤を維持するために必要な活動であることはもとより、自己実現を図る場面の一つでもある。充実した労働環境が整うことは、労

働に従事する市民にとって望ましいのみならず、ひいては豊かな社会や国を形成し維持するためにも不可欠な事柄といえる。日本国憲法第27条第1項が、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」と定めているのはこの理を明らかにしたものと解され、国は、国権（立法、司法、行政）の発動において、国民にとって望ましい労働環境を整えるべき責務があり、それは労働条件に関するルールを定めるにとどまらず（日本国憲法第27条第2項）、事後的な救済に関する諸制度の整備にも及ぶことはいうまでもない。

そして、社会的正義の実現と人権擁護を責務とする我々弁護士にとって（弁護士法第1条）、労働者と雇用者との間で生じた個別労働紛争等への対応及び解決は法律的、職業的に期待される使命であり、我々はあらゆる適切な方法を駆使して、その任に当たる所存である。

3、労働審判制度の概要及び同制度の利用件数の増加

労働審判制度は、労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業者との間に生じた民事に関する紛争（個別労働紛争）を対象とするものであり（労働審判法第1条）、採用内定、解雇・雇止め、賃金（未払賃金、時間外手当、退職金）、人事、セクハラ・パワハラ等広範な労働紛争を、審判官（裁判官）を中心に労働者側及び使用者側双方出身の労働審判員を交えて審理し、迅速（原則として3回以内の期日で審理を終結）、適正かつ実効的に解決することを目的として、地方裁判所で実施される手続きである。

従前からの司法上の解決方法である訴訟、保全、調停等の手続きにはない利点を有する制度であり、労働者はもとより使用者においても利用しやすい制度である。2006（平成18）年に導入されて以来、全国的にはほぼ一貫して申立件数が増加しており、初年度は877件であったが、2012（平成24）年度には3,791件まで増加している。釧路地方裁判所においてもほぼ同様の傾向を示しており、2008（平成20）年度は2件であったが、2013（平成25）年度には7件に増加している。

4、釧路地方裁判所の支部在住の住民が労働審判を利用することの困難さ

現在、釧路地方裁判所管内の住民や企業は、労働審判については、管内で唯一その事務を取り扱う釧路地方裁判所本庁へ申立ができるのみであり、同各支部管内の住民らが各支部へ申立することはできない。

したがって、支部管内の住民や企業が労働審判手続きを利用する場合には、わざわざ釧路地方裁判所本庁所在地である釧路市まで出向く必要があるところ、当会管内の各支部裁判所所在地から本庁までの距離は、最も近い帯広支部で121km、根室支部で124km、北見支部で150km、網走支部に至っては160kmもある。さらに、支部所在地に住所等を有しない住民や企業の中には、釧路市までの距離がさらに長くな

る場合があり、片道の移動だけでも半日を超える時間を要することもある。

また、労働審判の申立に対する裁判所の審判に対して異議申立がなされ通常の民事訴訟に移行した場合は釧路地方裁判所本庁での審理が続くこととなり、紛争解決までにはさらに時間を要することとなる。

以上のとおり、現状では労働審判を利用するために支部管内の住民等に降り掛かる距離的・時間的・経済的な負担は極めて大きく、このような負担の大きさのために労働審判の利用を選択することを断念する事案も少なからず存在すると考えられる。とりわけ、支部管内在住の経済的に困窮する労働者や逼迫する企業にとっては、本庁のみで実施される労働審判は現実的な救済方法とはなり難いと指摘せざるを得ない。

5、労働審判の支部実施の必要性と各支部ごとの現実的な実施可能性

以上、釧路地方裁判所の各支部管内の労働相談件数及び人口（前記1）並びに本庁と各支部との距離等に起因する諸負担（前記4）に鑑み、各支部においても労働審判を実施する必要性の存在は否定すべくもない。

ところで、制度的には、地方裁判所支部において労働審判を取扱うことを決定するのは当該地方裁判所の権限とされているところ（地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則・下級裁判所事務処理規則）、裁判所側では、支部における労働審判の実施に消極的な姿勢を維持する理由として、申立件数の見込みや労働審判員の確保を含む裁判所の人的態勢への懸念が示されることがある。

この点、釧路地方裁判所の各支部管内は、近年の労働相談の実績からみて、相当数の労働紛争が存在していることは明らかであり、労働審判の利用に係る潜在的ニーズが相当程度見込まれる。特に帯広支部管内及び北見支部管内においてはその人口規模等からみても顕著である。

また、裁判所支部において労働審判が制度趣旨に即して適切に実施されるためには、必要な数の裁判官（審判官）や裁判所書記官が配置され、労働審判員が確保されるべきことはいうまでもなく、釧路地方裁判所の各支部でかかる態勢が整うことを期待する一方で、現状に即しても、釧路地方裁判所帯広支部及び北見支部に常駐する裁判官（審判官）や裁判所書記官の数等からは労働審判の実施は可能と思料されるし、かつ、両支部の人口規模からみて労働審判員確保の目処も立つものであり、特に両支部で労働審判を実施する上で人的理由での支障は認め難い。現に両支部管内からは労働団体と使用者団体の双方から各1名ずつの労働審判員が選任されているし、帯広支部管内から選任された元労働審判員からの聞き取りによれば、労働団体及び使用者団体とも労働審判員の確保は問題ないとされている。

よって、帯広支部及び北見支部については、直ぐにでも労働審判を実施する条件が整っており、すみやかに実施すべきであり、網走支部、根室支部についても実施すべく各支部における人的態勢の整備が進められるべきである。

6、労働審判の支部実施の先例と実施を要望する声の拡がり

労働事件、相談数とも全国的に増加している中で、2010（平成22）年4月1日から、初めて地方裁判所支部である東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部において、労働審判が実施されるようになった。

さらに、全国的には、各地の弁護士会等の取り組みとして、広島地方裁判所福山支部、山口地方裁判所下関支部、水戸地方裁判所土浦支部、長野地方裁判所松本支部、福岡地方裁判所久留米支部等（姫路、尼崎等々一枚拳に暇がない）でも労働審判の実施を求めている。

7、結 論

釧路地方裁判所の各支部管内においても労働紛争は相当多く存在していながら、支部管内の住民等が現在の労働審判制度を利用することは、広大な管轄面積を有するために移動に多大な負担を要すること等から著しく大きな困難を伴うことが明らかである。この状況は、憲法第32条が定める国民の裁判を受ける権利の実現が実質的に損なわれているというほかなく、国（司法）はその責務として、適切かつ迅速な措置を講じるべきものである。

よって、当会は、釧路地方裁判所の各支部管内の住民等の裁判を受ける権利をより実質的に実現するため、釧路地方裁判所の各支部において労働審判を実施することを求める。

とりわけ、実施のための条件がすでに整っていると思料される帯広支部及び北見支部においては、可及的すみやかに労働審判の実施を開始することを求める。

そして、網走支部での実施が開始されるまでの間、網走支部管内の住民、企業を対象とする労働審判事件については、移動距離等住民らの利用し易さの観点から、釧路地方裁判所本庁ではなく、北見支部で取り扱うことを求める。

2014（平成26）年7月10日

釧路弁護士会
会 長 那 知 哲